〈法務研修セミナー 第49回報告〉

スポーツ法の法源:EUとCASとの関係性について

イタリア国・弁護士

アレッサンドロ・オリベリオ (Alessandro OLIVERIO)

中京大学法務研究科 教授 石 堂 典 秀

慶應義塾大学法務研究科 非常勤講師・弁護士

高 松 政 裕

解題

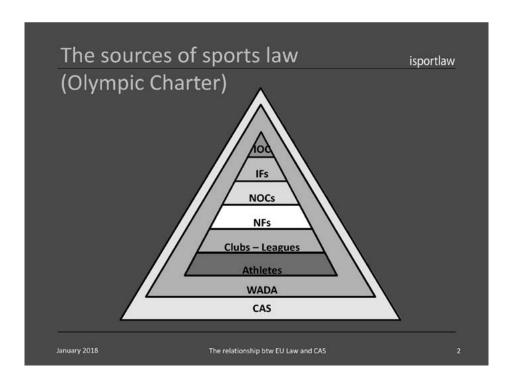
はじめに

本稿は、アレッサンドロ・オリベリオ弁護士を第49回法務研修セミナー(2018年1月17日)にお招きして、ご講演頂いた内容を解説するとともに筆者らが加筆を加えたものである。従って、本文の内容に関する文責は筆者らにあるということを予めお断りしておく。オリベリオ弁護士は、イタリア・ローマにて弁護士をされているが、EU域内の企業法務の専門家であると共に、様々なスポーツ団体の紛争パネルやスポーツ仲裁裁判所(CAS)においても当事者の代理人を務めるスポーツ法の専門家である。これまでにも米国・欧州で数々の講演をされておられ、現在、ローマとスイスのローザンヌに法律事務所を構えてみえる。

1 スポーツ法の体系(ピラミッド構造)

- スポーツ法の法源を知るには、スポーツ法の体系、スポーツ団体の構造を知っておく必要がある。 スポーツ競技毎に、その上位に国際競技団体 (IF) が存在し、その下に各国の国内競技団体 (NF) が存在する。日本国内では、国内競技団体には、中央競技団体とそれに加盟している都道府県競 技団体が存在する。
- オリンピック競技については、各国オリンピック委員会(NOC)が存在し、各 NF は NOC に加盟している。NOC には、その上位に国際オリンピック委員会(IOC)が存在しており、各 IF は IOC に加盟している。IOC は、自治的法規としてのオリンピック憲章のもとで、オートノミーを 形成し、IOC を頂点としたピラミッドが作られている。そして、これを取り囲む形で、ドーピン

グに関しては世界アンチ・ドーピング機構(WADA)が存在し、さらにスポーツに関する法的紛争の最終的解決機関として、スポーツ仲裁裁判所(CAS)が存在している。



2 スポーツ仲裁裁判所(CAS)の概要

(1) 歴史

- ・CAS は1984年に IOC によって、スポーツで起きたトラブルを、裁判所ではなく、スポーツ界の 枠内で解決をめざし設立された。
- ・1994年に IOC より独立し、ICAS(International Council of Arbitration for Sport)により運営されることになる。
- ・1996年、オリンピック期間中の臨時仲裁部(ad-hoc division)が開始する。

(2) 手続き

CASには以下の4種の手続がある。

- 通常の仲裁手続
- ・上訴審としての仲裁手続
- 調停
- オリンピック期間中の臨時仲裁 (申立てから判決まで24時間で行う)
- CAS 本部はスイスのローザンヌにあり、仲裁人は世界85カ国、360人強のスポーツ知識のある法 律専門家で構成される。なお、2018年2月の時点で、日本人の仲裁人は2名で、これに対してス イス人の仲裁人は29人が登録されている。

3 スポーツ法に関する EU の制度概要

(1) 欧州議会 (European Parliament)

欧州議会は、直接選挙により選ばれる EU の機関であり、立法、監督、予算に関する権限を有する。スポーツに関しては、2007年に公刊された「スポーツに関する白書(White Paper on Sport)」と「リスボン条約」が重要である。

スポーツに関する白書(2007年)

EU におけるスポーツの役割に対する戦略的な指針を与え、議論を促進し、スポーツに関する政策決定課程の透明化を図り、市民の関心を喚起すること等を目指し、策定された。特に、EU 法のスポーツへの適用といった重要事項について示している。

同白書では、欧州議会によって実践及びサポートされるべき多くの提案を含んでいる。

- i) 社会的役割(健康、運動、ドーピング、教育、ボランティア、ソーシャルインクルージョン等)
- ii) 経済領域、
- iii)組織運営(移籍の自由、選手代理人、未成年者の保護、社会との対話等)のような事項を 含んでいる。

• リスボン条約 (2009年)

リスボン条約は、既存の欧州連合の基本条約を修正する条約で、2007年に調印され、2009年12 月に発効した。本条約の正式な名称は「欧州連合条約および欧州共同体設立条約を修正するリスボン条約」といい、その中で、スポーツに関係する条項が165条である。

リスボン条約165条

「EU は、ボランタリーな活動と社会的、教育的機能に根ざした、スポーツの特別な性質、その構造を考慮した上で、ヨーロッパのスポーツの課題を推進するために寄与する。」(1項)

「EUの活動は、スポーツにおける公正さ及び開放性並びにスポーツに責任を持つ諸団体間の協同の促進、さらに、スポーツメン/スポーツウィメン、とりわけ若年層の身体的かつ道徳的なIntegrity を保護することによって、スポーツにおける欧州領域の発展を目的とする。」(2項)

「EU と加盟国は、教育及びスポーツの分野における第三国及び権限ある国際組織との協調を促進しなければならない。」(3項)

(2) 欧州委員会 (European Commission)

欧州委員会は立法提案及び法執行並びに政策及びEU予算の実行を担うことによって、EUの公共の利益を実現する機関であり、また、EU競争法を執行する権限を有している。

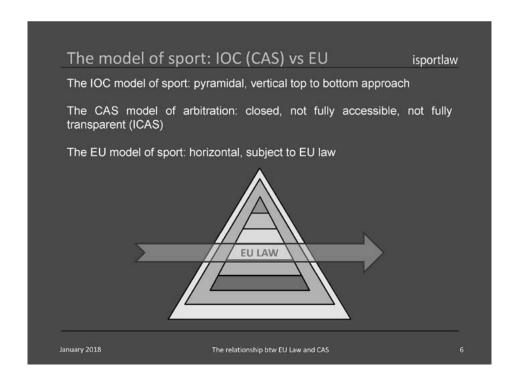
現在、欧州委員会が進めているスポーツ関連の施策として、スポーツウィークの創設である。2017年は、9月23日から30日の1週間にわたり行われ、32か国で3万4千件のイベント開催され、約1500万人がこのイベントに参加したと報告されている。この他に、欧州委員会は2007年のスポーツ白書の策定を行い、その中で、ヨーロッパ全土にスポーツ活動の普及をすすめる施策として、Erasmus+プログラムを進めている。Erasmus+は、若者の雇用機会を広げることを期待し、若者たちが海外

で教育・訓練・スポーツ・ボランティア体験をすること支援するプログラムである。そこでは様々なプログラムが展開されているが、本報告で紹介された、Erasmus+ #ProTectIntegrity は、ソーシャルメディアの活用した、アスリートに対して違法賭博に対する教育プログラムを提供している。また、欧州委員会は EU 競争法を執行する権限を有しており、後述するように、2017年12月8日に、国際スケート連盟(ISU)に対して選手の大会出場を制限する ISU の規則を変更する命令を出している。

(3) 欧州裁判所 (European Court of Justice)

EU 加盟各国において等しく EU 法が適用・解釈され、加盟国及び EU 機関が EU 法に従って運営されるよう確保するための機関であり、スポーツ関連の事件も扱っている。なかでも選手の移動制限を EU 法違反としたボスマン判決やスポーツ団体の規則に対する EU 法の優越を説いた Meca-Medina 判決は重要判例となっている。

4 IOC、CAS と EU の構造



・IOC モデル:ピラミッド構造、垂直型

・CAS モデル:クローズド、アクセスが不完全、透明性も不完全(ICAS)

·EU モデル: EU 法に従った水平型

EU モデルは、IOC のいわゆるトップダウン的なやり方に対して、そのピラミッド構造に横串を刺すような形で、同システムの弊害を除去する機能を有している。

5. EU 法が CAS の体系に影響を及ぼした事例

(1) ボスマン判決

【事実の概要】

ベルギー出身のサッカー選手ジャン・マルク・ボスマン選手(Jean-Marc Bosman)は、1998年より、ベルギー1部リーグ・RCリエージュに所属し、MFとしてプレーしていた。契約期間1990年6末まで、月収12万ベルギーフラン(約40万円)であったところ、1990年4月 契約交渉でクラブ側より月収3万ベルギーフラン(約10万円)を提示され、ボスマン選手は契約拒否し、移籍リストへ。移籍料は1174万3000ベルギーフラン(約3900万円)に設定された。その後、ボスマン選手は、フランス二部リーグのUSダンケルクと契約、RCリエージュとUSダンケルク間でボスマン選手の一時移籍金として120万ベルギーフラン(約400万円)を支払う形になる。また、完全移籍の場合にはオプション付き480万ベルギーフラン(約1600万円)となることが約束された。しかし、RCリエージュが、USダンケルクの支払能力に疑問を持ち、ベルギーサッカー連盟に必要な手続きを取らなかった。その結果、上記契約は無効となり、ボスマン選手はその年のシーズンを棒に振ることになった。そこで、ボスマン選手は、収入の損失を受けたとして、RCリエージュとベルギーサッカー連盟、欧州サッカー連盟(UEFA)を被告として、11万7430ベルギーフランの支払いを求め、国内裁判所に訴訟提起した。ベルギー国内裁判所の上訴審は、EC条約違反を明らかにする必要があるとして、本件を欧州司法裁判所に先行判決を付託した。

【争点】

①移籍金制度について

契約期間終了後であっても、選手がクラブを移籍する際に移籍元クラブが移籍先クラブに対して 金銭的補償を求める移籍金制度は、EU 加盟国間の労働者の自由移動を保障する EC 条約48条(現 39条1項)、現リスボン条約45条1項等に反しないか。

②国籍条項について

この国籍条項が労働者の移動の自由を定める EC 条約48条(現行39条 2 項)に反しないか。クラブは 3 人の外国籍選手とクラブに 5 年連続して在籍した外国人選手を 2 人まで試合に出場させることができるとするいわゆる $\lceil 3 + 2 \nu - \nu \rceil$ が採用されていた。

【判旨(欧州司法裁判所)】

①移籍金制度について

移籍金が選手の発掘・若手選手の育成に必要な費用の補償という目的自体は否定しないものの、 労働者の移動の自由を侵害しない他の方法により、この目的は達成できる。移籍先クラブが移籍元 クラブに対して、移籍、育成に対する費用を支払わなければ、加盟国の国民であるプロ選手が、契 約満了後も他の加盟国のクラブに雇用されることができないとする移籍制度の適用はローマ条約48 条により禁止される。

②国籍条項について

48条(現行39条)では、「労働者の移動の自由は、雇用、報酬、労働条件について国籍に基づくいかなる差別も廃止することを意味する」と明確に規定している。

国籍条項には、ビッグクラブによる優秀外国人選手の乱獲を防ぐ等の趣旨があるとしても、なお競技バランスを維持する目的を達成するのに十分とはいえない。外国人選手の雇用の機会が制限されるのは明白である。

本判決の結果、選手契約の期間満了後、EU 加盟国国籍を有する選手がクラブを移籍する場合に、 移籍金の請求は EU 法違反となった。なお、育成費用の補償については認容されるものの、各クラ ブは、従来移籍料に使用していた資金を選手の報酬支払いに充てるようになった。

(2)ペヒシュタイン事件

【事実の概要】

2009年に、ドイツのスピードスケートのクラウディア・ペヒシュタイン (Claudia Pechstein) 選手は、アスリート・バイオロジカル・パスポート (ABP) の異常値を基に、国際スケート連盟 (ISU) からドーピング違反として 2 年間の資格停止とされた。ペヒシュタイン選手は、2009年 7 月21日にスポーツ仲裁裁判所 (CAS) に申立をしたが、11月25日、CAS は、訴えを退けた (CAS 2009/A/1912 & 1913)。その後、2009年12月 7 日にペヒシュタインは CAS 裁定を不服としてスイス連邦最高裁へ提訴するが、2010年 2 月10日にスイス連邦最高裁が訴えを却下した。

ペヒシュタイン選手は1992年アルベールビル大会から2014年ソチ大会まで五輪6大会に出場し、 五つの金を含むメダル9個を獲得。2009年から2年間の出場停止処分を受け、2010年バンクーバー 大会に出場できなかった。

2012年12月、ペヒシュタインはミュンヘン地方裁判所にスポンサー料等の逸失利益などの損害賠償を求めた。同裁判所は、仲裁合意の有効性を否定したものの、ニューヨーク条約5条を適用し、仲裁判断の効力により違法確認請求は認められないとした。2014年1月15日、ペヒシュタインはミュンヘン地裁判決の破棄と損害賠償を求めて控訴した。

①ドイツ高等裁判所(2015年1月15日)

【判旨】

- CAS の仲裁合意条項は、国際競技大会への参加条件として選手に課されているものである。これは、ISU による支配的地位の濫用であり、EU 競争法102条に反するものである。
- 国際大会を主催する競技団体がスポーツ仲裁合意を課すことが直ちに市場支配的地位の濫用にあたるわけではない。
- CAS の仲裁人は、仲裁人リストの中から選ばれるが、2004年版 CAS 規程規則14条によれば、ISU を含む競技団体は CAS の仲裁人リストの作成に強い影響力を有しており、CAS の中立性を脅か す構造的な不均衡が生じている。
- CAS 規則 4 条によれば、CAS の仲裁人リストを作成するスポーツ仲裁国際理事会(ICAS)の委員の構成は、競技団体側から直接選任された者が20名中12名を占めているため、CAS の仲裁人リストが競技団体に近い者で占められる危険が生じている。このような構造的な不均衡が、CAS の仲裁パネルに競技団体側に偏った仲裁人が含まれる潜在的な危険を生じさせている。

- さらに、CAS の上訴仲裁手続きにおいて、両当事者の合意がない場合、仲裁人長は、CAS の上訴部門の部長(Division President)により、仲裁人リストの中から選定される。そして、CAS の上訴部門の部長はICASにより選任されているため(CAS 規程 S6.2)、競技団体が仲裁人長の選定に間接的な影響力を行使することができる。そのため、仲裁パネルの独立性及び中立性に対する信頼が脅かされている。
- CAS のこのような競技団体側に偏った構造を正当化する理由もない。

②ドイツ連邦最高裁 (2016年6月7日)

【判旨】

国際スポーツ競技団体の優越的地位については認めたが、権限の濫用はないと判断した。仲裁人リストの構成の不均衡の問題については、CASが他のスポーツ競技団体の懲戒機関のように別の組織に組み込まれていないので、構造的なアンバランスはないと判断した。仲裁人リストは十分に独立した形で構成されているため、CASの規則は、アスリート達にバランスを保つことを可能にしている。

オリベリオ弁護士はペヒシュタイン事件のレガシーとして2014年の CAS 規程が改正されたことをについて、「CAS の仲裁制度は合法的で独立したものであるが、その性質上、合意に基づくものとはいえない」と評する。

(3) 国際スケート連盟 (ISU) 事件

【事実の概要】

Mark Tuitert(マルク・タイテルト)選手は2010年冬季五輪のスピードスケート男子1500メートルで優勝した経験をもつ。タイテルト氏らオランダ人選手2人は、韓国企業がドバイで企画した賞金が高額な大会に出場しようとした際、ISUから「永久追放する」と警告された。2015年10月5日に、2人は欧州委員会に対して国際スケート連盟(ISU)の参加資格に関する規則がEU競争法に反するとして申し立てを行った。

その後、2016年9月27日に欧州委員会は、国際スケート連盟に対し、同連盟の資格規則が欧州競争法に違反しているおそれがあるとする予備的見解を公表している。

【争点】

• ISU 規則102条 2 項は EU 競争法に反するか。

規則102条2項は以下のように定めている。

ISU スポーツ競技において ISU の承認していない国際的な競技会に参加・関与することで、ISU の活動・競技会に参加する資格がなくなる。懲戒、その他本条に違反する場合や無資格が102条 7 項に従ってカウンセルで課せられる場合も同様である。

102条7項は以下のような制裁を規定している。

i)軽微で初犯の場合:警告

- ii) 軽微の再犯、やや重い違反の場合:5年間の無資格
- iii) 重大な違反の場合:10年間の無資格
- iv) 非常に重大な違反の場合、特に、ISU のインテグリティや管轄を脅かす国際的な違反の場合: 生涯にわたる無資格

【欧州委員会の決定】

ISU が公認していないスピードスケートの大会に参加した選手に対して厳罰を課すとする同連盟の規則は欧州競争法に違反している。

- ・1998年から施行された、ISU の資格規則のもとでは、ISU が承認しない大会に参加するスピード スケートの選手は、主要な国際大会からの生涯にわたる出場禁止という非常に厳しい制裁を受け ることになる。ISU は、たとえ、別のイベント開催者が、選手の健康や安全、スポーツのインテ グリティや適切な行動の保護といったスポーツの正統な目的に危険をもたらすものではないとし ても、自らの裁量でこれら制裁を課すことができる。
- ・そのような制限を科すことで、ISUの資格規則は競技会を制限し、選手や他のイベント開催者を 犠牲にして自らの経済的利益の追求を可能ならしめている。ISUの資格規則は、特に、個別のス ケートイベントに参加することを妨げられる選手の経済的自由を制約している。結果的に、選手 は他の競合するイベントに参加できないことで、比較的短期間の選手生活の間の付加的収入源を 奪われることになる。
- ・ISU の資格規則は、別のイベント開催者がトップ・アスリートを集めることを不可能ならしめている点で、スピードスケート競技会を組織することを妨げている。このことは、新たな革新的な競技会の発展を制限し、ファンからも今後のイベントの機会を奪っている。

【コミッショナーの見解】

国際スポーツ競技連盟は、アスリートのキャリアに重要な役割を果たしている。連盟は、競技の健全性・安全性・インテグリティを保護している。しかしながら、ISUが選手に課す厳格なペナルティは、自らの商業的利益を守り、他者がイベントを開催することを妨害することにつながっている。ISUは、今や我々の決定に従い、自己のルールを修正し、ファンのためにもアスリート及び競合する団体に新たな機会を開くべきである。

6. CAS をめぐる諸問題

(1)組織上の問題

• 仲裁人の閉鎖的なリスト

2004年までは、仲裁人はスポーツ競技団体、残りの2/5が ICAS によって指名されるという形になっていた。

現在は、競技団体及びアスリート委員会の推薦が可能となっている。

なお、CAS 規則14条は以下のように定めている。

CAS 仲裁人を確定する上で、ICAS は、次のような人物を選択すべきである。十分な法的素養を有し、スポーツ法もしくは国際仲裁に関する顕著な能力、スポーツ全般に関する知識、CAS で使用す

る言語(英語・フランス語)については少なくとも1国語については高い能力を有している者。 さらに、ICAS は、原則として以下のような配分を尊重する。

- ・IOC の推薦(仲裁人全体の1/5)
- ・IF の推薦 (仲裁人全体の1/5)
- ・NOC (各国オリンピック委員会) の推薦 (仲裁人全体の1/5)
- ・アスリートの利益を保護すると考えられる人物(仲裁人全体の1/5)
- ・上記推薦団体からは独立した人物(仲裁人全体の1/5)

• 仲裁人に関する情報

仲裁人に関する情報は非常に限られており、経歴なども簡単に紹介されているだけで、特に、仲裁人の推薦が、競技団体によるものなのかアスリート委員会・ICAS によるものなのか不明とされている。

• 仲裁人の忌避

仲裁人の忌避はICASによって決定される(CAS規則34)。CAS規則34は以下のように定めている。 仲裁人は、その独立性や公平性に正当な疑義が生じる場合、忌避される。忌避は、その理由が分かってから7日以内に提起されなければならない。

忌避は ICAS 理事会で決定される。仲裁人の忌避は、忌避を申し立てる事実を記載する請求書の 方式に基づいて CAS 事務局に提出されなければならない。

• ICAS のメンバーの構成

ICAS の理事の多くはスポーツ団体の関係者で占められており、スポーツ団体から独立した理事は、メンバー20名中4名のみしかいない。

CAS 規程 4 条によると ICAS のメンバーは以下のような形で選ばれている。

- IF による指名(4名)
- NOC 連合による指名(4名)
- IOC による指名(4名)
- ・上記12人のメンバーによる指名:選手の利益を保護する人物であること(4名)
- ・上記16人のメンバーによる指名:団体から独立した人物であること(4名)

現在のICASの長は、オーストラリアオリンピック委員会の委員長であり、IOC副会長でもある、 ジョン・コーツ(John Coates)が務めている。ICASの理事会は、会合や財務状況も含めて非公開 となっている。

• ICAS の役割

ICAS 規則 6条は、ICAS の役割について規定している。ICAS の役割は以下の通りである。

① CAS 規則の改正、② ICAS の議長・副議長の選出、③仲裁人の指名、④仲裁人の忌避・除

去、⑤ CAS の予算・財務の管理、⑥事務総長の指名、⑦事務局の監督、⑧地区・地域における仲裁及び臨時仲裁の提供、⑨ CAS 仲裁を行うためのリーガルエイドの提供、⑩当事者の権利保護・スポーツ紛争解決の促進に必要なその他活動

• CAS 上訴部長の役割

CAS上訴部の長は仲裁パネルの長の指名をすることができる。現在の長は、

スイスのアンチドーピング機構長でもある、Corinne Schmidhauser が務めている。2013年まで上訴 部長はトーマス・バッハ (現 IOC 会長) であった。

(2) 手続上の問題点

• 仲裁判断の非公開

当事者が合意しない限り、仲裁判断は公開されないため、全ての仲裁判断をみることはできない (規則44.2)。

事務総長の権限

仲裁判断は、仲裁パネルの長による署名がなされる前に、基本原則の問題に仲裁パネルの関心を向けさせ、原文を訂正することができる CAS 事務総長に移送されることになっている(規則59.2)。

• 時間的制約

仲裁判断は、仲裁パネルが始まってから3ヶ月以内に当事者に引き渡されなければならない。そのような時間制限は、仲裁パネル長の合理的な要請に基づいて上訴部の長の判断によって伸長することができる(規則59.5)。

・上訴結果の公開

仲裁手続き (上訴手続き) の結果ないし要約、プレスリーリスは、当事者が秘匿されることを合意しない限り、公刊されることになっている (規則59)。

まとめに代えて

IOC は、オリンピック・ムーブメントを通じスポーツ界において優越的な地位を保有してきている。オリンピックの開催地は、2018年の平昌(韓国)、2020年東京、2022年北京というように、アジアにシフトしてきている傾向が見受けられる。オリベリオ弁護士からは、EU 法が果たしてきたように、日本も IOC が生み出すオリンピック法体系の問題点について積極的に発言していくことも「ホスト国」としての責任であるということを指摘されていた。

スポーツ仲裁裁判所(CAS)は、グローバルかつ終局的なスポーツ紛争解決機関であり、CASによる仲裁判断はスポーツ法の源泉となってきている。その意味では、CAS判例研究は非常に重要な意義を有している。しかし、その一方でCAS自体のガバナンスの問題についてはあまり指摘がされてこなかった。

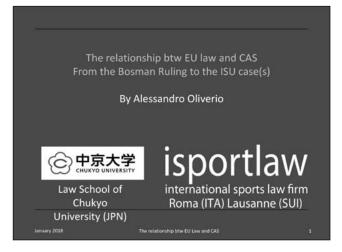
韓国では既に12人の CAS 仲裁人を輩出していることに対して、日本ではまだまだ低調の現状にある。オリベリオ弁護士からは、今後、日本においても CAS 仲裁人やスポーツ法の専門家を輩出

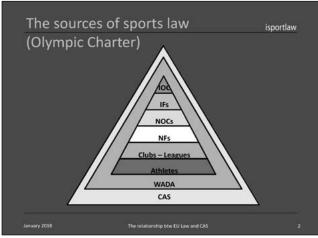
していく教育プログラムも必要ではないかという貴重なご示唆も頂いた。本報告は、ヨーロッパにおけるスポーツ法の動向を伝えるものであり、また CAS のあり方についても示唆を与える有益なものと考えられる。

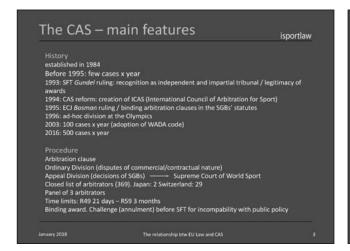
- (1) 本改正は、ドイツの乗馬のグンデル (Elmar Gundel) 選手がスイス最高裁まで争った通称グンデル事件に由来するものである。グンデル選手は、1992年2月に、馬のドーピング違反事件で資格停止処分となり、これを不服として CAS に上訴した。CAS では、資格停止期間が3ヶ月から1ヶ月に短縮されたが (CAS 92/63 G. v/ FEI in Digest of CAS Awards 1986-1998)、「CAS は独立性・公平性に欠けており、そのような仲裁機関が出した判断は受け入れられない」として、スイス連邦裁判所に訴えを提起した。1993年3月15日の判決の中で、同裁判所は、CAS が馬術連盟から指示をうけていないこと、人的自律性を保持していることなどから、CAS は全ての基本的な原則(独立性、不偏性、仲裁人の公正性)を満たしていることなどから、CAS 成程を改定できること、CASメンバーを選ぶ権限を有していることなどから、IOC が CAS 規程を改定できること、CASメンバーを選ぶ権限を有していることなどから、IOC が当事者となる場合には、その独立性について問題となることが指摘された。そのため、CAS は、IOC から組織的・財政的に独立しなければならなかった (Despina Mavromati & Matthieu Reeb, The Code of the Court of Arbitration for Sport—Commentary, Cases, and Materials, Wolters Kluwer International, 2015, pp.3-4)。
- (2) http://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/PDF/?uri=CELEX:52007DC0391&from=EN スポーツ白書については、坂なつこ「EU とスポーツ政策」一橋大学スポーツ研究(2011年)30号51頁以下参照。
- (3) リスボン条約に関しては、井上典之「スポーツ法と EU 法 (第3回) リスボン条約におけるスポーツのテーマ化」書斎の窓628号 (2013年) 12頁以下参照。
- (4) メカ・メディナ事件は、Meca-Medina、Majcenの両氏らが国際水泳連盟の主催する世界大会において実施されたドーピング検査において、基準値を超えるナンドロレンが検出され、両氏は出場停止処分を受けた。その後、CASにおいてもその判断は覆らなかった。その後、両氏は、ドーピング規則が移動の自由を制約しEC条約39条、49条、81条、および、82条に違反するとの申立てを行った。

欧州裁判所は、スポーツに関する規則は、それが経済活動を構成する限り、EU 法に服するとの判断を下した。そして、アンチ・ドーピング規則が申立人の活動の自由を制限する団体の決定としてみなされるとしても、それは必ずしも競争の制限を構成するものではない。この規則の目的はスポーツ競技を公正に行うためドーピングと戦うものであり、選手の平等な機会、選手の健康、競技スポーツのインティグリティや目的、スポーツにおける倫理的価値を守るためのものである。従って、この規則はその正当な目的によって正当化されるとした(Case C-519/04 P, David Meca-Medina and Igor Majcen v Commission of the European Communities, 2006 E.C.R. I-06991. http://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/?uri=ecli:ECLI:EU:C:2006:492)。

- (5) Uhion Royale Belge desSociétés de Footban Association ASBL v Bosman (C-415/93) [1996] 1 CMLR 603)。同事件については、川井圭司『プロスポーツ選手の法的地位』成文堂、2003年、高橋雅夫「EU における職業としてのスポーツ――ボスマン事件を中心に――」日本スポーツ法学会年報第3号(1996年)参照
- (6) ペヒシュタイン事件に関しては、CASのHP 参照 (http://www.tas-cas.org/fileadmin/user_upload/Pechstein_ISU_translation_ENG_final.pdf)。
- (7) 同判決については、小川和茂,杉山翔一「ペヒシュタイン中間判決がスポーツ仲裁の実務にもたらす影響」仲裁・ADR フォーラム Vol.5 (2016年)参照。

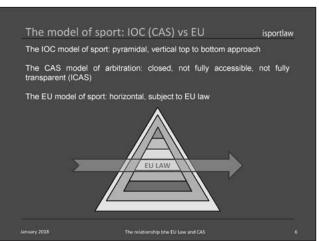




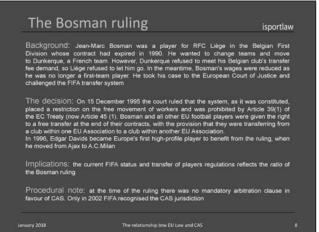












CHUKYO LAWYER

Background: Claudia Pechstein (GER), speed skater won 3G 2S 2B at the Olympics. In 2009 she was banned by ISU for two years after failing a doping control. The legal battle: Rechstein began a legal battle (with the support of FiFPro and World Player Association) challenging (i) the doping allegation and (ii) the CAS system, and in particular, the forced arbitration agreement and the indipendence of CAS. As a result: 1. CAS and the SFT confirmed the 2 years ban 2. The Court of Appeal of Germany (OLG), argued that the mandatory CAS arbitration clause is imposed to speed skaters as a condition for participation in international competitions, and this is an abuse of dominant position by ISU, contrary to Art. 102 EU Treaty. The OLG also noted that SGBs were (with the 2004 CAS Code) in a favourable position to influence the composition of the 3 member arbitral panel. SGBs enjoyed a favourable position vis-avis athleteswhich could threat the neutrality of the arbitral tribunal 3. The Federal Court of Justice of Germany (BGH), confirmed the dominant market position of SGBs, but not their abuse. As a rationale for the list of arbitrators imbalance is suc, the BGH did not see a structural imbalance as the CAS is not integrated in another organization like disciplinary bodies within SGBs. CAS rules allow athletes to achieve the balance because the list of arbitrators has been composed in a sufficient independent way. The legacy: ICAS amended the CAS code (2014) The CAS Arbitration system is lawful, allegedly independent, but NOT consensual in nature



Outstanding issues The closed list of arbitrators 2004 CAS Statute: 3/5 chosen by SGBs + 2/5 chosen by ICAS 2014 CAS Statute: S.14 appointment by ICAS upon proposals of SGBs and Atlethes Commission Information upon arbitrators: there is no information available regarding the arbitrator's nomination (he/she be listed by a SGB, athlete or ICAS). The CVs are limited R.34: The challenge of an arbitrator is decided by ICAS itself ICAS Composition S4: only 4 out of 20 members shall be independent from SGBs. The President John Coates is currently the President of the Australian NOC and IOC Member The role of the President of the Appeal Division. R54: the President appoints the President of the Panel. The President Corinne Schmidhauser is currently the President of the Swiss Antidoping. The former President of the Appeal Division, until 2013, was Thomas Bach ICAS board meetings: no accessible minutes, financial discolsures

Procedural issues

R44.2 – Hearing. Unless the parties agree otherwise, the hearings are not public

R59.2 – the CAS Secretary General. Before the award is signed by the President of the Panel, it shall be transmitted to the CAS Secretary General who may make rectifications of pure form and may also draw the attention of the Panel to fundamental issues of principle

R59.5 – Time Limit. The operative part of the award shall be communicated to the parties within three months after the transfer of the file to the Panel. Such time limit may be extended by the President of the Appeals Arbitration Division upon a reasoned request from the President of the Panel

R59 – Publication of awards. The award, a summary and/or a press release setting forth the results of the proceedings shall be made public by CAS, unless both parties agree that they should remain confidential

